

佐用町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「佐用町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務」に係る契約の相手方となる候補者選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名称

佐用町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務

(2) 業務内容

別紙「佐用町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務 仕様書（以下「仕様書」）」のとおり。

(3) 業務期間

契約締結日から令和 8 年 1 月 13 日まで

3 委託料の上限額

見積限度額の上限は、10,366,400円（消費税および地方消費税含む）とする。

※委託上限額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

4 業務委託事業者の選定方法

企画提案書等の関係書類の内容を総合的に審査・評価し、本業務に最も適した提案を行った者を業務委託事業者に選定する。

5 事務局

佐用町住民課環境衛生対策室

〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用3280-238 佐用クリーンセンター

電話 0790-82-0293

メール clean-center@town.sayo.lg.jp

6 公募型プロポーザルの参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、以下の全ての要件を満たしている者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。

(2) 佐用町指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

(3) 佐用町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当しない者であること。

- (4) 会社更生法第17条に基づき、更生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 民事再生法第21条第1項に基づき、再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 破産法第18条第1項若しくは第19条に基づく破産の申立てがなされていないこと。
- (7) 建設コンサルタント登録規定（昭和52年建設省告示第717号）における「都市計画及び地方計画部門」又は「建設環境部門」の登録を受けていること。
- (8) ISO9001（品質マネジメントシステム）またはISO14001（環境マネジメントシステム）のうち、いずれかの認証を受けていること。
- (9) ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）またはJISQ15001（個人情報保護マネジメントシステム）のうち、いずれかの認証を受けていること。
- (10) 技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく「建設部門」又は「環境部門」として登録されている技術士の資格を有する者若しくはエネルギー管理士の資格を有する者を管理技術者として配置すること。
- (11) 技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく「総合技術監理部門：環境部門」、「総合技術監理部門：建設部門—建設環境」のうち、いずれかの資格を有する者を照査技術者として配置すること。
- (12) 過去5年間で兵庫県内において、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務」の契約実績を2回以上有すること。
- (13) 本業務の実施にあたり、本町との連絡調整や打合せなどに、迅速かつ的確に対応できること。

7 実施スケジュール

内容	期日等
1. 実施要領の公表、公募の開始	令和7年8月4日（金）
2. 質問書の受付期限	令和7年8月8日（金）午後5時
3. 質問書の回答期日	令和7年8月13日（水）
4. 参加表明書兼参加資格確認申請書の提出期限	令和7年8月18日（月）午後5時
5. 一次審査（書類審査）の通知	令和7年8月20日（水）
6. 企画提案書の提出期限	令和7年9月1日（月）午後5時
7. 選考結果の通知	令和7年9月8日（月）
8. 契約の締結	令和7年9月中旬（予定）

8 質問書の提出方法等

本業務に係る質問は、質問書（様式第6号）を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年8月8日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

事務局（佐用町住民課環境衛生対策室）へ電子メールで提出すること。

電話等による質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

提出された質問の回答は、令和 7 年 8 月 13 日（水）に、佐用町ホームページ内「佐用町地球温暖化実行計画（区域施策編）策定業務に係る公募型プロポーザルを実施します」にて公開する。

9 参加表明書兼参加資格確認申請書の提出

(1) 提出期限

令和 7 年 8 月 18 日（月）午後 5 時まで（郵送の場合は必着）

(2) 提出書類

①参加表明書兼参加資格確認申請書（様式第 1 号）

②誓約書（様式第 2 号）

③会社概要（様式第 3 号）

④業務実績調書（様式第 4 号）

⑤配置予定技術者の経歴調書（様式第 5-1, 5-2, 5-3 号）

⑥ISO9001（品質マネジメントシステム）または ISO14001（環境マネジメントシステム）の認証書の写し

⑦ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）または JISQ15001（個人情報保護マネジメントシステム）の認証書の写し

(3) 提出書類の部数

各 1 部

(4) 提出先

事務局（佐用町住民課環境衛生対策室）

(5) 提出方法

持参または郵送とする。

※持参の場合は土・日・祝を除く午前 9 時から午後 5 時までとする。

(6) 参加辞退について

「参加表明書兼参加資格確認申請書」提出後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第 9 号）を提出すること。

10 一次審査（書類審査）の審査方法及び評価基準

(1) 審査方法

5 者以上から提案があった場合、下記（2）に示す評価基準に基づく書類審査を実施し、得点の高い順に上位 3 者までを二次審査の対象として選定する。

(2) 評価基準

参加表明者等の記載内容に関し、次に掲げる評価項目により一次審査を行う。

評価項目	評価基準		配点
法人	企業の資格	ISO9001（品質マネジメントシステム）またはISO14001（環境マネジメントシステム）のいずれかを所持している。	10
		ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）またはJISQ15001（個人情報保護マネジメントシステム）のいずれかを所持している。	10
	企業の実績	類似業務の実績数	20
	専門技術力	有資格者数	20
	経営力	企業の安定性	20
業務実施体制	管理技術者	管理技術者の保有資格	10
		管理技術者の業務実績数	20
	照査技術者	照査技術者の保有資格	10
		照査技術者の業務実績数	20
	担当技術者	担当技術者の業務実績	10
合 計			150

(3) 一次審査の結果通知

一次審査の結果は、令和7年8月20日（水）までに書面（様式第7号）で通知する。

1 1 企画提案書の提出

1次審査通過者は以下の書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年9月1日（月）午後5時まで（郵送の場合は必着）

(2) 提出書類

- ①企画提案書（任意様式）
- ②見積書（任意様式）（見積額は税込み価格）
- ③見積内訳書（任意様式）

(3) 提出書類の部数

上記（1）の①は10部、②、③は1部を提出のこと。

(4) 提出先

事務局（佐用町住民課環境衛生対策室）

(5) 提出方法

持参または郵送とする。

※持参の場合は土・日・祝を除く午前9時から午後5時までとする。

(6) 提出書類の作成要領および注意点

- ①企画提案書の本文は、20頁以内（表紙、裏表紙、目次は除く。）以内とし、A4版で作成すること。
- ②提出後は書類の修正は認めないため、十分確認の上、提出のこと。ただし、事務局は必要に応じ、追加の資料を要求する場合がある。

(7) 評価基準

二次審査は企画提案書等の記載内容に関し、次に掲げる評価項目により審査を行う。

評価項目		評価基準	配点
企画提案書	本業務の趣旨	本町の取組状況を理解しているか、国や県の計画等を理解しているか	10
	業務スケジュール	提案内容による十分な作業スケジュールは確保されているか。	15
	地域特性・課題の分析	本町の地域状況及び課題を踏まえ、計画の根幹となる基本的事項が丁寧に整理されているか	15
	アンケート調査	アンケートの実施方法等が適切に示されているか	15
	温室効果ガス排出量推計	現状の排出状況の確認、将来推計における現状趨勢など複数シナリオで検討することが想定されているか	15
	温室効果ガス削減目標の検討	本町にとって適切な温室効果ガスの削減目標の設定に関する考え方が示されているか	20
	温室効果ガス排出削減に資する取組施策の検討	実現可能性のある施策が示されているか。	20
	計画の推進方法	計画の推進に必要な体制の考え方が示されているか。	10
	会議等開催支援	検討委員会の支援方策が示されているか。	10
	独自提案	本業務に関連してノウハウや経験を活かした独自の提案がなされているか。	10
業務見積額（価格点）		見積額の経済性	10
合 計			150

(8) 二次審査の結果通知

二次審査の結果は、令和 7 年 9 月 8 日（月）までに書面（様式第 8 号）にて通知する。

1 2 契約の締結

委託業務の候補者として選定された事業者と提出された見積書を基に協議し、契約を締結するものとする。また、辞退その他の理由（地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当した場合又は佐用町から委託業務契約に係る指名停止を受けることとなった場合等）で契約できない場合、次点の者と契約の交渉を行う。

1 3 その他

- (1) 本プロポーザル参加に伴う費用は、参加事業者の負担とする。
- (2) 提出書類について持参以外の方法による場合の不達、遅配を原因とする参加事業者の不利益が生じたとしても本町は責任を負わない。
- (3) 提出された書類等は、返却しない。
- (4) 提出された書類の著作権は、その参加事業者に帰属する。
- (5) 提出された書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加事業者が負うものとする。
- (6) 提出された書類等は、受託候補者の選定以外に参加事業者が無断で使用しない。
- (7) 同一の参加事業者が複数の提案をすることはできない。
- (8) 提出された企画提案書の変更、差替え又は再提出は認めない。
- (9) 本業務は、プロポーザル方式により受託候補者を特定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ、発注者との協議に基づいて決定するものとする。
- (10) 本業務は、環境省補助事業「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」を活用して実施することを予定している。不採択となった場合は、本事業は中止とする。
- (11) 本実施要領に定めのない事項については、競争性、公平性を考慮の上、適宜、町が判断するものとする。